

京都市訓令甲第 2 号  
事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成23年9月28日

京都市長 門 川 大 作

別表第2児童福祉センター発達相談所発達相談課長の項第6号中「第5条第17項」を「第5条第18項」に改める。

別表第4まち美化事務所次長の項第1号中「所属職員」の右に「(次長が2人置かれているまち美化事務所にあっては、補佐職員。以下この項において同じ。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)